

質 疑 応 答 書

名 称 書かない窓口システム賃貸借契約

番号	質 問	回 答	設計図番号
1	<p>申請書発行システム要件 システム構成</p> <p>2項目の作業用PCにつきまして逗子市様の端末をご利用させていただくことでよいでしょうか。 また、アプリケーションで「管理機能」を実施する事と記載が有りますが、管理する内容はどのような内容になるかご教示願います。</p>	<p>作業用PCは本市の端末です。管理する内容については、右に記載のとおりです。</p>	<p>申請書発行システム 要件 項番 13～20</p>
2	<p>申請書発行システム要件 項番9</p> <p>画像を切り取って出力することがPASiD Faceでは対応できませんが、両面をスキャンしたイメージを帳票に出力することは可能です。 旧字が入った氏名や住所の画像が印刷できればよいという理解で、両面画像を帳票に出力することを代替案としてご提案させていただきますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>ご提案の内容は不可とします。旧字が入った氏名や住所を、氏名欄、住所欄に画像として印字するものとします。</p>	
3	<p>申請書発行システム要件 項番19</p> <p>設定画面で設定を変更するとリアルタイムで画面イメージが表示確認できることは、PASiD Faceではこの対応はできませんが、どの設定を変更したら画面がどのように変化するかをわかる様な資料を別途作成することは可能です。 画面での確認となると、画面イメージはかなり小さく表示されることになろうかと思えます。別途資料を確認しながら設定された方が分かりやすいため、別途資料の提示でのご提案でもよろしいでしょうか。</p>	<p>ご提案の内容は不可とします。</p>	

4	<p>入札金額について</p> <p>入札書に記載する金額は月額（1カ月分）の税抜でよろしいでしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>	
5	<p>賃貸借期間満了後の対応について</p> <p>賃貸借期間終了後の物品対応はどのように想定されておりますでしょうか。</p> <p>また、物品のデータ消去は賃借人様で行う認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>賃貸借期間終了後は撤去することとし、撤去にかかる費用は契約金額に含めるものとします。</p>	
6	<p>賃貸借期間満了後の対応について</p> <p>賃貸者負担の場合、取り外された物件を1か所に集約されたものを回収する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>撤去方法については、双方協議して決定するものとします。</p>	
7	<p>賃貸借期間満了後の対応について</p> <p>データ消去が賃貸者負担の場合、リース会社が指定する場所でのソフト消去でよろしいでしょうか。もし条件がある場合はお教えてください。</p>	<p>システムで個人を特定できる情報を保有することは想定しておりません。職員が設定したデータの消去方法に指定はありません。</p>	
8	<p>期間終了後、無償譲渡となる場合、賃貸者は固定資産税の納付義務はないとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>賃貸借期間終了後は撤去とします。</p>	
9	<p>仕様書8 請求について</p> <p>賃貸借料は賃貸借開始より毎月、当月分（2025年8月）を翌月末（2025年9月末）にお支払いいただくとの認識でよろしいでしょうか</p>	<p>当月分（2025年8月）を翌月以降、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に賃借料を支払います。</p>	

10	契約書案を事前にいただくことはできますでしょうか。	可能です。別添の契約書（案）をご覧ください。	
11	当該リース物件について、MDMサービスの提供を受ける場合、賃借人様の責任において、リース物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識で宜しいでしょうか。 なお、賃借人様側で「端末ID」を削除されない場合、リース会社は責任を負いかねますがご認識に相違ないでしょうか。	MDMサービスの提供を受けることは想定しておりません。	